

# アルコールの適正使用のお願い

次の行為は**法令違反**です！

❌ **一般アルコール**※を許可された用途・方法**以外**に使用。

⇒用途の追加・使用方法の変更にも事前に申請・許可が必要です。

❌ **承認を得ずに一般アルコールを譲渡**。

⇒許可使用者は一般アルコールを譲渡できません（事前に承認を受けた場合にのみ譲渡できます）。

※一般アルコール：酒税相当の加算金が免除されたアルコールでアルコール事業法の規制がかかります。

**一般アルコールまたは回収アルコール等を廃棄する場合は、事前の届出が必要です。**

無許可の用途で使用  
する場合には、**特定  
アルコール**※をご使用  
ください。

※特定アルコール：酒税相当の加算金があらかじめ含まれたアルコールでアルコール事業法の規制がかかりません。



ご不明の点はお気軽にご連絡ください  
経済産業省 製造産業局 アルコール室  
03-3580-5651

各地域の経済産業局は**こちら**から

<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/madoguchi.html>



アルコール事業法の概要、許可事業者名簿などの各種情報は**こちら**から

<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/index.html>

